

書 評

BOOK REVIEWS

品田充儀編著，倉本幹男/モーリー・ガンダーソン/ダグラス・ハイアット著

『労災保険とモラル・ハザード』

——北米労災補償制度の法・経済分析

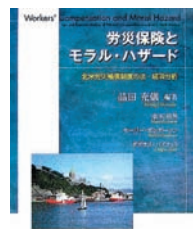
太田 聡一

本書は、北米の労災保険の制度と実態を総合的に明らかにしようとしている。構成は全2部6章となっているが、以下の書評はそのうちの四つの章（第1部は第1章と第3章，第2部は第2章と第3章）についてのみにかかわるものである。その理由は【追記】において指摘している。

アメリカの労災保険は、日本と同様に使用者負担の強制加入制度であり，その他にも日本と共通する部分が多い。その反面，民間保険会社の参入を認めている州があり，日本よりも市場原理が浸透しているといえる。数年前には，日本でも労災保険の民間開放が話題になったが，その比較対象として念頭に置かれていたのは，使用者の強制加入制度をもちながら民間保険会社が一部参入しているアメリカの状況であった。よって，アメリカの労災保険の詳細な分析は，わが国の労災保険制度の行く末を考える上で非常に重要である。他方，カナダの労災保険は民間保険会社が関与しない形で運営されているが，ここでも州ごとに制度や運用について違いがある。このような多様性が北米（アメリカおよびカナダ）における労災保険制度間の比較分析を可能にしておき，きわめて興味深い研究テーマとなっている。

本書は，北米の労災保険を，歴史，制度，実証にわたって論じている。本書は次の2点で優れていると思われる。第1は，日本とカナダの専門家によって行われた国際共同研究プロジェクトが基礎になっていることである。本書では，カナダ側としてトロント大学教

授であるガンダーソン，ハイアットの両氏を執筆陣に迎えているが，特にガンダーソン教授はカナダにおける労働経済研究の第一人者であり，このことが研究プロジェクトに大きな利益をもたらしたことは想像に難くない。



●法律文化社
2005年10月刊
A5判・185頁・4200円
(税込)

●しなだ・みつぎ 神戸市外国語大学外国語学部教授。
●くらもと・みきお 神戸市外国語大学外国語学部助教授。
●モーリー・ガンダーソン トロント大学経済学部教授。ステイティクス・カナダ労働統計諮問委員。
●ダグラス・ハイアット トロント大学経済・経営学部教授。プリティッシュ・コロンビア州立労災補償委員会研究主幹。

第2に，法学と経済学の専門家が集うことで北米労災保険の全体像を明らかにしていることである。労災保険は労災補償法を基盤に成立している制度であるため，その制度の運用には法律に照らしての適正さが求められる。その一方で，労災保険は「保険」である以上，保険経済の原則が反映されていく。このことは，民間保険会社が参入しているアメリカではより顕著となろう。よって，理念と現実をバランスよく把握するためには，法学的アプローチと経済学的アプローチの両者が不可欠となるが，本書はそれらをうまく両立させている。以下，各章の概要をまとめた上で，感想を加えることにしたい。

第1部第1章（「北米労災補償法の歴史とその特徴」，品田著）では，アメリカにおける労災補償法成立の経緯が詳細に説明されている。アメリカにおいては州が法制度の基本的単位となっていることから，労災補償法についても州独自の発展をたどっていった。19世紀においては，使用者側の不法行為によって被災した労働者の訴訟が相次いだ，使用者側のコモン・ローの抗弁権のために，被災者は十分な補償を受けることができなかった。労働者組織は，そのような抗弁権を制限するように立法者に圧力をかけ，それは各州における使用者賠償責任法という形で結実していく。使用者賠償責任法のもとで大きな支出を迫られることを危

惧した企業と、賃金低下を覚悟の上で保険給付による生活の維持を望んだ労働者、そして労災保険を販売して利益を拡大したい保険会社の3者の利害が一致したなかで労災補償法が制定されていった。その結果として、アメリカでは労災保険の制度が分立するとともに、保険経済的な視点が強く意識されるに至ったことがヴィヴィッドに描写されている。アメリカの労災保険の歴史を手早く知るには格好の章であろう。

第1部第3章「(労災補償における民間保険者と公的保険者との比較」、ガンダーソン・ハイアット共著、品田訳)においては、「労災保険を民間保険会社が供給するか、政府が公的に供給するか」というきわめて重要な問題に取り組んでいる。通常、複数の民間保険会社による競争は費用の削減効果をもたらすと考えられている。しかしながら、労災保険の民営化(料率規制の有無など、いくつかの民営化のタイプがある)についてはさまざまな論点がある。たとえば、民営化によって保険会社が給付コストを過度に抑えて被災者の不利に働かないか、あるいは保険会社の破産などによっ

て労働者が不安定な状況に置かれぬか、さらにはスケールメリットが働かないことから保険料が割高になるのではないか、などが懸念材料として考える。最終的には実証的な課題となるが、アメリカでは異なった制度をもつ州が共存していることから、州の間での保険料率の差や保険料1ドル当たりの保険給付などといった指標を比較することで、制度の差の効果を抽出することができるようになる。また、カナダでは保険給付に民間企業が関与していないので、アメリカ・カナダ間の比較も可能である。そのような研究をサージェイした結果、「公的保険者と民間保険者のいずれが制度効率性に優れているかという点に関する証拠はほとんど存在しない」という結論が得られている。

第2部第2章「(労災補償と職場復帰に関する問題」、ガンダーソン・ハイアット共著、倉本訳)では、北米(特にカナダ)における被災者の職場復帰の問題が詳述される。今や、傷病からの職場復帰を促進することは、北米の労災補償の目的の中でも優先的なものになっている。そこで本章では、給付率、関連する所得維持

大原社会問題研究所雑誌

No.570 2006.5

定価 1000円(本体952円、年間購読 12,000円)

【特集】韓国労働市場と雇用問題

韓国における労働市場の変化と経済危機
韓国製造業の企業規模別雇用創出と消失

宣 在 源
権 恵 子(佐藤静香訳)

■論文

欧米諸国における障害給付改革

百瀬 優

■研究回顧

修業時代の実態調査(下)

山本 潔

■書評と紹介

崎山治男著『「心の時代」と自己』

岡原正幸

濱谷正晴著『原爆体験』

谷 富夫

森ます美著『日本の性差別賃金』

黒田兼一

B. E. Kaufman: Theoretical Perspectives on Work and
the Employment Relationship

鈴木 玲

社会・労働関係文献月録

法政大学大原社会問題研究所

所 報 2006年1月

発行/法政大学大原社会問題研究所
発売/法 政 大 学 出 版 局

〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 0427-83-2307

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-14-1 Tel. 03-5228-6271

制度との調整、使用者に対する再雇用要請、使用者に対する便宜措置の要請、リハビリテーション、経験料率制度など、職場復帰に直接・間接に関連があると考えられるさまざまなカナダの制度と、その影響を示す実証分析の結果がまとめられている。重要な結論は、労災補償制度は元来職場復帰の金銭的インセンティブを十分に持っていないので、制度を管理する側は職場復帰を促進するためのさまざまな政策的な手立てを実施しなければならないということであろう。

第2部第3章（「ストレス関連疾患の労災補償をめぐる法政策」、品田著）は、北米におけるストレス疾患への労災保険適用の問題を検討している。ストレス関連の労災補償申請数はアメリカやカナダでも爆発的に増えてきており、その認定をめぐる各州とも対応に苦慮している。本章では、まず自殺に対する労災補償認定の変遷がたどられる。当初、アメリカでは自殺は補償の対象とはされなかったが、業務上の傷病が自殺を招いた場合には補償が認められるようになり、さらに原因が業務上のストレスであっても許容されるようになった。その上で本章は、ストレスが精神疾患をもたらしした場合の補償について検討を加えている。精神疾患に対する補償にはいくつかの問題がある。具体的には、詐欺的な保険申請がありうること、労働者個人の特性によって発病することが多いこと、さらには職場には元来多様なストレス要因があり、それらをすべて認めていくと補償申請が急増してしまうこと、などが挙げられる。その結果、各州は①一切補償を認めない州、②突発的な脅威もしくはショックを受ける出来事に遭遇したことから生じたストレスに対してのみ補償を認める州、③慢性のストレスに対しても補償を認める州、④ストレスが異常なものであったという条件の下に、慢性的なストレスに対しても補償を行うとする州、に分かれるようになったとされる。本章は各種資料を渉猟した労作で、本書の白眉と思われる。

以下、いくつか気がついた点を挙げたい。第1に、各章の専門性が高いことから、書物全体の統一性や読者にとっての読みやすさが犠牲にされている面がある。第1章は優れた導入の章となっているが、ほとんどがアメリカについてのもので、カナダの制度についての論述はあまり含まれていない。カナダの制度は第2部第2章で登場するが、労災保険制度の歴史と現行制度

全体を概観しているものではない。論文集である以上はやむをえない面はあるが、もう少し工夫してもよかったと思う。

第2に、労災認定の実務面についての記述をもっと増やしたほうが、より説得的な議論ができたであろう。この点はとりわけ第1部第3章における民間保険と公的保険の対比において感じたことである。労災保険の民営化に対する反対意見としてしばしば指摘されることは、民間保険会社は利益を追求することから労災の認定が労働者にとって厳しくなるのではないかと、という点である。あるいは、民間保険会社では事業所に対する調査権が小さくなってしまっているので、事実確定の面でも公的保険に劣るという意見もある。これらの問題が、民間保険会社を導入しているアメリカの各州でどのように解決されているのか、あるいは解決されていないかについて実務・運用面から解説があればよかったように思う。

第3に、州の間での制度や実際の運用の違いをより明瞭に提示することができたのではないかとこの感想をもつ。とりわけ、特定産業に対する保険料率の差が州の間でどの程度違うのか、保険料率の産業間のばらつきは各州によってどの程度異なるのか、同一傷病に対する各州の給付水準にはどの程度の違いがあるのか、などは比較的容易に数表として提示できるものではないだろうか。

以上、3点ほど述べたが、これら四つの章はそれぞれ読み応えがあり、高く評価されるべき業績であると考ええる。

【追記】

この書評では、第1部第2章「労災保険における規制と財政の問題」および第2部第1章「北米の労災保険におけるモラル・ハザードの実証研究」（いずれも倉本著）を論評の対象から外した。その理由は以下の通りである。

第1部第2章では、「補論」として「ロード・アイランド州の事例」が3頁にわたって記されている。ところがこれは、T. Thomason, T.P. Schmidle, and J.F. Burton, Jr., *Workers' Compensation: Benefits, Costs, and Safety under Alternative Insurance Arrangements*, W. E. Upjohn Institute, 2001の1頁

14 行から 3 頁 28 行までの翻訳である。なお、同書からの訳出であることについては本文中で触れられていない。

また、第 2 部第 1 章は、労災保険に内在するモラル・ハザード問題のサーベイを行っている。ところが、この章で中心となる第 4 節および第 5 節の主要部分は *Handbook of Insurance* (edited by G. Dionne), Kluwer Academic Publishers, 2000 所収の B. Fortin と P. Lanoie による “Incentive Effects of Workers’

Compensation: A Survey” という論文の該当部分を翻訳したものである。この章でも、同論文からの訳出であることについて本文中で触れられていない。

以上の事情から、本書評ではこれら二つの章について論評することを控えることにした。

おおた・そういち 慶應義塾大学経済学部教授。労働経済学専攻。

水町勇一郎 著

『集団の再生』

——アメリカ労働法制の歴史と理論

中窪 裕也

労働組合の衰退、労使関係の凋落、といった言葉が陳腐化して久しいアメリカの労働法について、「集団の再生」をタイトルに掲げる書物が出現した。著者の水町氏は、2001 年に出版された『労働社会の変容と再生』（有斐閣）で、フランス労働法制の歴史と理論を鮮やかに描き出した俊英である。本書では一転してアメリカ労働法制に立ち向かい、「個人の自由」に対する「集団」の台頭、凋落、再生という切り口から、その歴史と理論を論じている。

本書の構成を、最初に示しておこう。全部で 4 つの章からなるが、中心をなすのは第 2 章と第 3 章である。前者が「歴史」、後者が「理論」にあたり、両者で約 200 頁を占めている。

第 1 章 いま論じるべきことは何か？——問題状況と本書の目的

第 2 章 プロローグ——アメリカ的な「個人の自由」そして「集団」の台頭、凋落

第 3 章 「集団」の再生——その理論的基盤と手法

第 4 章 学びとるべきものは何か？——アメリカの議論のまとめと日本の課題

第 1 章は、ごく短い序論のようなものであり、日米



●有斐閣
2005 年 11 月刊
A6 判・249 頁・6300 円
(税込)

●みずまち・ゆういちろう
科学研究所助教授。
東京大学社会

の 2 つの文章を対比する形で、「個人の自由」の国といわれるアメリカでも「集団」の重要性が再認識されていることを指摘する。

第 2 章では、独立前から現在に至るまでのアメリカ労働社会の歴史を、①アメリカの原初的労働社会（17 世紀～19 世紀半ば）、②産業化の進展と労働運動の生成（1860 年代～1933 年）、③ケインズ主義的政策と産業民主主義の確立（1933 年～1960 年代）、④労働組合の凋落と労働問題の変容（1960 年代～）、という四つの時期に分けて概観している。著者の視点からいえば、それぞれ、①アメリカ的な「個人の自由」の形成、②「個人の自由」の歪みと「集団」の模索、③「集団」の台頭、④「集団」の凋落、という位置づけであり、これらが各節のメイン・タイトルとなっている。ニューディールの労働立法の下で伸長した労働組合勢力が 1960 年代以降は凋落し、雇用をとりまく環境も大きく変化するなかで、労働法の変容と機能不全が生じている、という認識が、その再生を目指す第 3 章の議論

につながっているのである。

第3章は、二つの節から成る。まず第1節では「基本概念」として、①自由 (Liberty)、②発言 (Voice)、③交渉 (Bargaining)、④構造 (Structure) の四つをあげ、それぞれを、①Epstein、②Freeman & Medoff、③Dau-Schmidt、④Summers, Sturm、という人々の論文や著書を通じて分析する。次に第2節「改革案」では、「集団」再生のための労働法改革案として、Finkin の少数組合代表制案、Weiler の従業員参加委員会案、Dunlop 委員会の包括的な労働法改革案、Estreicher の競争的労働法改革案、という四つを紹介している。ちなみに、上記のうち、Freeman と Medoff (経済学者)、Dunlop 委員会 (政府の委員会) 以外は、いずれも労働法学者である。

最後に第4章では、以上のようなアメリカでの議論を要約したうえで、日本への示唆と、アメリカを超えてさらに考察すべき点 (アメリカの議論はプラグマティックで経済学的、欧州は対照的に哲学や価値がある、日本では「集団」の性格に要注意、など) を指摘している。

このような骨格だけの紹介で、本書の豊かな内容を伝えることは不可能であるが、評者の眼から見たその美点は、第1に、コンパクトではあるが相当に本格的な歴史の叙述である。今では古典というべき Derber に、Steinfeld, Lichtenstein などの新しい研究を織り交ぜながら、独立の前後、産業革命、革新主義とその反動、ニューディール、戦後から今日へ、と数世紀にわたる展開をテンポよくまとめ、また、要所要所の確な整理がなされている。本書のテーマとの関係でいえば、19世紀前半における年季奉公使用人の離職の自由 (労働者の随意雇用原則) の保障が、イギリスとは異なるアメリカの独自性を確立し、労働市場の流動性の法的起源になったこと (Steinfeld) や、近年の労働運動がソフト・コーポラティズムの崩壊の中でソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムへと変容していること (Lichtenstein) などは、とりわけ重要な指摘であろう。このような形にまとめ上げるには大変な努力を要したものと思われるが、本書の筆致はあくまで明解かつ軽やかであり、著者の包丁さばきを楽しみながら、一気に読み進むことができた。

美点の第2は、理論の部分における概念提示の新鮮さと、それを支える確かな議論の整理能力である。インパクトのある4つの基本概念をかなり唐突な形で示し、それぞれを体現するような文献を選んでその要旨を紹介していく。リバタリアニズム、経済的実証研究、ゲーム理論などを含む多彩な議論を辿っていくうちに、読者は、それらが「集団」の再生に向けて周到に配置された飛び石であることに気づかされることになる (著者は、上記のフランス労働法制に関する本でも、「自由」「社会」「手続」という三つの基本概念を用いた分析を行っている)。ごく乱暴に言えば、経済的条件を中心とする労働組合の「独占」的な側面から、企業行動のチェック、労使共通の利益の実現、紛争の効率的な解決といった「集団的発言」の側面へ比重を移すことが示唆されているといえよう。それに続く改革案の部分も含めて、各文献はすでに紹介されているものも多いが、それらをしっかり把握しながらテーマに合わせて再構成し、魅力的な語り口で提示していく手腕には、まことに並々ならぬものがある。

その一方で、本書を読み終えて、いくつかの不満を覚えたことも事実である。たとえば、形式的なことで恐縮であるが、本書の半分近くを占める第2章が「プロローグ」というのは通常の語感に反するし、せっかくの歴史研究の重みが伝わらず、もったいない気がする。実質的に見ても、本当に集団の「再生」を議論するためには、その前の「凋落」を独立した章にして、それが何を意味し、どこに原因があるのかについて、もう少し掘り下げた検討を行ったほうがよかったのではないだろう (第2章の中で一通りの議論がなされているが、歴史の一こまに解消されてしまったような感がなくもない)。特に、後半で労働法の改革案を議論するのであれば、現行労働法システムの問題点を、もっと具体的に説明しておく必要があったように思われる。

また、本書では「集団」を、「労働組合のみを指すものではなく、労働組合以外の労働者の集合体、使用者・外部者等をも含めたコミュニティ、労働法の保護対象とされるような抽象的な労働者集団、および、それらを支える集団的な社会システムなどを包摂した広い概念である」と説明している (7頁)。かかる広範な概念が分析の道具としてどの程度有効か、という問

題はおくとしても、歴史の部分ではそれなりに広い視野を保っていた議論が、第3章では、抽象的な基本概念から、団体交渉、従業員代表、法的権利の実現を中心とする労働法の話に収斂し、現実の世界との接点が失われてしまったような印象を受ける。

その労働法改革の議論にしても、昨今のアメリカの政治・社会状況を見れば、残念ながら、実現の可能性は極めて低いと言わざるをえない。本書の冒頭で、著者は第1次クリントン政権の労働長官を務めたReichの文章を引用して、アメリカでも「集団」の再生を目ざす議論があると主張する。しかし、問題は、それが今日のアメリカでどれだけの影響力を有しているかであろう。クリントン政権の発足とともに鳴り物入りで作られたDunlop委員会の報告書は早々に店晒しとなり、使用者側が求めた未組織企業での労使協議の合法化も、最近では組合の自然死を待つほうが得策だと言わんばかりに沈静化している。評者としては、心ある研究者たちの議論とは別に、そのような厳しい現実を最後にきちんと指摘したうえで、それを克服する動き

や方策があるのかについて、もう一度、アメリカの全体状況を整理・確認しておいてほしかったと思う。しかるに、第4章では、それまでの内容を要約しただけで、やや性急に「日本への示唆」を行っており、その示唆の中身も、著者が以前から提唱してきた「法的手続化」に沿った議論のように思われ、率直なところ、あまり必然性は感じられなかった。

そのほか、著者は「自由」として、Epsteinの極端な労働法不要論を取り上げるが、それとともに、1947年の法改正によって保障され、アメリカの労働法制自体の中に組み込まれた「個人の自由」である、被用者の消極的権利——団結しない自由、団体行動を行わない自由——を指摘する必要はなかったのか（これがあったからこそ、「自由」の国で、極めて集団主義的な団体交渉制度が生き延びることができたのではないか）、また、著者は「構造」を重視して「構造的アプローチ」に肩入れするが、そこで依拠されている論文は個別法上の権利の実現や雇用差別の禁止を論じたものであり、より一般的な団体交渉や産業民主制との関係について、

月刊 ビジネス・レーバー・トレンド

Business Labor Trend 4

April 2006

海外労働トピックス 世界各国の労働情報トピックスを紹介
国内労働トピックス 労働行政、法律・制度改正、労使関係など
最新の労働統計 専門家が最近の変化や見通しを分析
連載エッセー 「各地の学窓から」「私のこの一冊」「図書館だより」

- 12月号 「職場のメンタルヘルス対策」
- 1月号 「ワーク・ライフ・バランス」
- 2月号 「労働紛争解決システムの国際比較」
- 3月号 「企業の社会的責任（CSR）」

毎月25日発行 A4変型判 56頁程度
定価1部500円(本体476円+税)年間購読料 6,000円(税込)

メールマガジン労働情報

行政、統計、判例、法令、労使、海外、イベントなど
労働関係の情報を週2回無料で電子メールにてお届けします

お申込みは <https://db.jil.go.jp/mm/jmm.htm>

バックナンバーはこちら
<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/bn/>

◆購読のお申込みは

労働政策研究・研修機構

特集 アジア諸国の国際労働移動 —— 今、何が起きているか

The Column 今日の外国人労働者問題を考える視点 鈴木宏昌・早稲田大学商学部教授

アジアの人的資源の有効活用に向けて—高度な専門的・技術的労働者の国際移動
獨協大学名誉教授 桑原靖夫

各種統計データから見たIT産業における外国人技術者の実情
(社)情報サービス産業協会調査企画部課長 手計将美

中国ソフトウェア産業の未来を考える—日本との国際分業を中心として
国士舘大学政経学部教授 梅澤 隆

フィリピン看護労働力のグローバルな移動とその課題
高田短期大学教員 山田亮一

看護・介護分野で頭脳流出は起きるのか—フィリピン現地調査
JILPT主任研究員 渡邉博頭

アジア諸国の外国人労働者に関する二国間協定とマレーシアの事例
第12回「アジアにおける国際的な人の移動と労働市場」ワークショップの討議より

アジア 外国人労働者受入の制度と実態 —JILPT海外委託調査員
国別報告会から—

台湾／二国間協定に基づく受入れを実施 洪榮昭 国立台湾師範大学教授
韓国／雇用許可制度を導入 キルサン・ユ 韓国労働研究院主任研究員
シンガポール／人的資源を補う積極的受入れ政策
チョン・リン・スー 前ナンヤン工科大学付属調査研究所副部長

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4丁目8番23号
Tel. 03(5903)6265 Fax. 03(5903)6115

もう少し説明が必要ではないか（Summers 論文の最後の引用部分（166 頁）で、「政治的プロセス」という言葉にカッコ書きで「職場における対話・協議」という補注を加えているのはいささか我田引水の誤解であり、「議会」とすべきであろう）、といった疑問も感じた。

以上、ないものねだりのようなコメントを重ねてしまったが、これも本書がさまざまな思索を喚起する力作であることの証明にほかならない。多くの読者が、

本書を通じてアメリカ労働法の新たな魅力を発見することは確実である。フランスに続いてアメリカについても、かくもスケールの大きな研究書をまとめた著者の力量には感嘆するばかりであり、今後のさらなる研究の進展に注目したい。

なかくぼ・ひろや 九州大学大学院法学研究院教授。労働法専攻。

柳屋孝安 著

『現代労働法と労働者概念』

岩永 昌晃

1 はじめに

労働法は、いかなる者を適用対象としているのか？「労働者」とは誰のことか？ この問題が、現在、労働法学における重要な研究テーマの一つとして注目を集めている。注目を集めるのには事情がある。一つには、就業形態の多様化が進行し、労働法の適用対象である典型的な「労働者」とされてきた時間的・場所的に拘束を受け、使用者の指揮監督を受ける就業者とは異なるタイプの就業者が増えてきているが、こうした就業者のどこまでが労働法の適用対象となるのが実務上問題となっていることがある。一つには、労働法の適用対象である「労働者」とそこから外れる就業者の就業実態が近似化・相対化するなかにあって、「労働者」ではない就業者は労働法の適用を一部を除き一切受けることができないとする現行法の立場が立法政策論上疑問視されるようになってきていることがある。

本書は、ドイツにおけるこの問題への対応状況を分析するとともに、日本における対応のあり方について研究してきた著者が、すでに発表した諸論考をまとめたものである。

2 本書の概要

本書は、ドイツおよび EU の労働法・社会保障法の



●信山社
2005 年 9 月刊
A5 判・437 頁・10500 円
(税込)

●やなぎや・たかやす
部教授。
関西学院大学法学

人的適用対象の動向を分析する第 1 編と日本の労働法・社会保障法の人的適用対象の動向を分析する第 2 編とで構成される。各編はともに、五つの章を収めている。以下、各編各章の概要をまとめる。

ドイツ法を取り扱う第 1 編では、まず第 1 章から第 3 章において、労働法・社会保障法の人的適用対象の動向の検討を通じて、法の本来的な適用対象ではない就業者（以下、自営業者と呼ぶ）がドイツではどのように取り扱われているのかが明らかにされる。

第 1 章は、ドイツ労働法の適用対象の生成過程を跡づけることにより、人的従属性を基本的特質とする「被用者」がその本来の適用対象と位置づけられるとともに、そこから外れる就業者については、人的独立性と経済的従属性とを基本的特質とする「被用者類似の者」と把握される者が、立法政策上の判断から一部の労働立法の適用対象に付加されるにとどまるというドイツ労働法の人的適用対象の基本構造を明らかにする。

次に、第2章は、放送事業のレポーターやカメラマンなど自由協働者と呼ばれる就業者が労働法上の保護を求めた1970年代の「自由協働者訴訟」をめぐる動向を分析する。そこでは、「自由協働者訴訟」を契機として、一方では、立法（労働協約法）が、適用対象に「被用者類似の者」を付加し、他方では、判例が、本来の適用対象である「被用者」概念を、従前、経済的従属性の徴表として捉えられてきた事実を人的従属性のそれと捉え直すことによって、拡大解釈し、「被用者類似の者」の一部を「被用者」化したことが明らかにされる。

続いて、第3章では、1990年代の労働法・社会保障法の人的適用対象をめぐる動向の分析が行われる。そこでは、労働法の領域では、一部の立法において、「被用者」「被用者類似の者」双方を含む「就業者」という概念が採用され、労働法の本来の適用対象が「被用者」から被用者以外の者を含むより広い概念へと移行する変化の兆しがみとめられること、社会保障法の領域では、これまでは適用対象に付加されてきたのは、保護必要性のある「特定業種・職業」の自営業者であったのに対し、一部の社会保険では、自営業者「一般」に適用対象が拡大されており、社会保障法の領域でも、「特定業種・職業」に限定しない自営業者「一般」を適用対象とする兆しがあることが指摘される。

第4章では、労働法や社会保障法の人的適用対象の判断において当事者意思を尊重できるか否かという点をめぐるドイツの判例や学説の分析が行われる。判例では、限界事例においては当事者意思が尊重できること、自営業者を選択する意思が尊重される場合には合理的理由が必要とされること、学説では、判例の考え方をさらに推し進め、自由意思（真意）によると客観的に判断できる場合には、限界事例でなくとも、被用者性判断において契約の自由をより尊重しようとする考え方が少数ながら生まれていることが示される。

第5章では、EU労働法・社会保障法における人的適用対象の最近の動向について分析が行われている。EUの主要な法令は、一部を除き、その適用対象を人的従属関係にある従属労働者に限定してきたが、経済的従属雇用が増加しつつあるなか、EUでも、これまで自営業者に分類されてきた就業者の一部に何らかの法的対応を行うよう労働法等の人的適用対象の再検討

が始まりつつあることが示される。

日本法を取り扱う第2編では、まず、第1章と第2章において、労働法の人的適用対象をめぐる現状が分析され、その課題が提示される。第1章では、労働市場法、雇用関係法、労使関係法の各分野における問題点が指摘される。第2章は、特に雇用関係法の分野を取り上げ、本来の適用対象をめぐる判例の動向や自営業者を適用対象とする一部の立法例の分析から、自営業者に対する現行法の規整のスタンスを明らかにするとともに、今後次のような問題が生じるとする。一つは、現実には法の本来の適用対象である「労働者」として取り扱われているが、法的な判断基準を満たすかどうか曖昧な就業者が登場するという問題である。もう一つは、現在、一部の立法において、特に保護の必要がある特定の業務・業種に属する自営業者に限定して、本来の適用対象に準じて適用対象に付加されているのに対し、業務・業種を問わず保護が必要な自営業者が登場しつつあるという問題である。

第3章は、労働保険・社会保険の人的適用対象をめぐる問題点の検討を行う。そこでは、法人の代表者等やパートタイマーについて保険の適用関係に不備が生じており、人的適用対象の見直しが必要であること、見直しにあたっては、本来の適用対象は、「使用従属関係」にある就業者に限定されるところから出発し、適用除外とすべき者や人的適用対象に付加されるべき者の範囲を保険の特殊性を考慮しつつ、可能な限り統一的な基準により定めるべきこと等が主張される。

第4章は、労働法の人的適用対象の判断における当事者意思の評価のあり方について検討を行う。そこでは、労働法の人的適用対象の判断においては、労働法による一般的保護必要性の有無の視点を前提としつつも、個別具体的な保護の必要性・適切性の有無の視点からの検討も必要であるとし、現実の就業実態から適用対象であると判断される場合であっても、労働者性を否定する当事者意思に限って、この意思が当事者、特に就業者の自由意思によっていること等の要件を充足する事例においては考慮されるべきであると主張される。

第5章では、労働法の人的適用対象についてのこれまでの学説・判例の到達点を踏まえつつ、著者の私見が提示される。その骨子は次の三点にまとめられよう。

第1に、労働法の本来の適用対象である「労働者」は、あくまで厳格に解釈されるべきであり、適用対象から外れた就業者に対する法的な対応として「労働者」概念を解釈により実質的に拡張することは妥当ではない。他方で、本来の適用対象である「労働者」の判断基準の中核の事情である「命令拘束性」が希薄であるが、職場では「労働者」として取り扱われているという状況（例、裁量労働制の適用を受けている就業者）に対応し、現実と法との間のギャップを埋めるために、「労働者」性の判断において、「会社組織への組み込み」や「他人利用性」といった別の事情の考慮が求められる。

第2に、適用対象と規制事項における労働法の保護の適切性のために、労働法の本来の適用対象からはずれる一定の就業者に対する労働法の適用拡大が必要であるが、法適用の明確性や予測可能性（法発見の容易性）の確保の要請を重視し、その手法として、労働者、自営業者と並ぶ第三のカテゴリーを創出して、明文の規定によりこれを適用対象に付加していくことを提案する。そして、この適用対象への付加は、各立法や法規定ごとに検討する必要がある。

第3に、本来の適用対象ではない就業者に労働法の適用が拡張されることにより過剰な保護、必要のない保護を受ける者が今後現れるであろうことも視野に入れて、就業実態から見て労働者性が肯定されても、労働法の保護がその者にとって実際には必要でない場合には、保護の（不）適切性を理由に、当事者意思によってその者が労働法の適用対象から外れることを認めることを提唱する。ただし、当事者意思の尊重といっても、当事者意思の真意性は客観的で合理的な事情の存在によって担保される必要がある。

3 本書へのコメント

以上のように、本書は、労働法や社会保障法の本来の適用対象から外れる就業者をどのように取り扱うべきかという一貫した問題意識のもとに書かれたものであり、問題意識を踏まえて日本法に対する解釈論・立法論上の一定の提言を示すことに成功している。また、本書は、ドイツの立法や学説・判例の状況を明快に分析する優れた比較法研究でもある。

以下では、終章（第2編第5章）において提示され

た著者の提言を中心に、評者が関心を有した点について若干ではあるが感想を述べたいと思う。

労働法や社会保障法の本来の適用対象から外れる就業者に対する取扱いに関する著者の見解は、労働法の本来の適用対象を解釈によって実質的に拡張することにより法の適用対象に含めるのではなく、労働者、自営業者と並ぶ第三のカテゴリーを創出して、各立法や法規定ごとと明文の規定によりこれを適用対象に付加していくことを検討するというものであった。このような見解は、すでに鎌田耕一教授によって提唱されていたものであったが（『契約労働の研究』（多賀出版、2001年）等参照）、適用対象の拡張の手法を考えるにあたり、法適用の明確性や予測可能性（法発見の容易性）の確保の要請を強調する点に特徴があるといえよう。

ところで、著者がこのような見解を取るのには、ドイツ法の人的適用対象の基本構造を踏まえてのことでもあると推察される。もっとも、本書において示されたドイツ法の分析を読むとき、著者の見解を直ちに支持できるかどうか若干の疑問も感じる。本書によれば、ドイツでは、判例において、本来の適用対象である被用者概念が実質的に拡張されるという動向が見られ（第1編第2章参照）、学説においても適用対象のメルクマールを事業者性を示す事情から消極的に抽出する手法に転換するという主張が現れ（第2編第1章参照）、立法でも、労働法の本来の適用対象が「被用者」から被用者以外の者を含むより広い概念へと移行する変化の兆しが見られる（第1編第3章参照）。このような動向は、本来の適用対象を「被用者」とし、「被用者類似の者」を一定の立法の適用対象に付加するという人的適用対象の基本構造が、ドイツにおいても揺らいでいることを示すものであるように思われるのである。本書は、このような基本構造は、立法者によって選び取られたもの、「法的、社会学的なものではなく、結局は政治的である」（105頁）と説明するにとどまる。しかし、著者の見解が、比較法による知見も根拠の一つとしているとするならば、ドイツにおいて、こうした人的適用対象の基本構造がなぜ取られ、維持され続けているのかという点についての背景事情や内在的な論理のより詳細な説明が必要ではないかと思われる。

次に、著者は、就業実態から見て労働者性が肯定されても、労働法の保護がその者にとって実際には必要でない場合には、保護の（不）適切性を理由に、当事者意思によってその者が労働法の適用対象から外れることを認める。この著者独自の見解に対しては、当事者意思により労基法などの適用を全面的に排除することを認めるものであり、当事者意思の真意性が客観的で合理的な事情の存在によって担保される必要があるという留保があるとはいえ、労基法などの強行法規性と矛盾するという理論的問題点を指摘することができる。もっとも、著者は、就業形態が多様化する中にあって、労働法の適用を受けない自営業的就業を希望する者が登場しているという現状認識の下に、こうした理論的問題点を承知のうえで、あえて、労働法による保護の可否を当事者意思（特に就業者自身の意思）に委ねようとしているものと推察される。しかし、仮に著

者の主張を受け入れるとしても、当事者に「全面的に」労働法の適用を排除するというのは行き過ぎではないかと危惧を覚える。評者には、当事者に保護の可否の判断を委ねることができる事項は何であるか、委ねることのできない事項は何であるかを、個別の規定の趣旨・内容から決することの方が、解釈論としても立法論としても、先決であるように思われてならない。例えば、差別禁止や安全衛生の問題については、当事者に保護の可否を委ねるのは好ましくないのではなからうか。著者の見解は、これまでの労働法の考え方とは鋭く対立するものだけに今後の学説の対応が注目されるところである。

いわなが・まさあき 京都大学大学院法学研究科研究修員。
労働法専攻。

読書ノート

願興寺皓之 著

『トヨタ労使マネジメントの輸出』 ——東アジアへの移転過程と課題

藤村 博之

（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

トヨタ自動車の快走が続いている。ここ数年、1兆円以上の利益を出し続けているし、2006年には全世界での生産台数がGMを抜くのではないかとされている。トヨタ自動車がなぜこれほどまでに強いのかを論じた書籍は、数多く出版されている。

トヨタ自動車の経営を学び、少しでも業績向上に結びつけたいと企業経営者が考えるのは当然だろう。

この読書ノートで取り上げた書籍は、トヨタ快進撃の秘密をジャーナリストに展開したものではない。トヨタ自動車労組が設立した研究団体で専務理事を務める著者が、同志社大学の大学院生として研究した内容をまとめたものである。労組内に残されている過去の文書を丹念に調べ、当時の役員たちにインタビューを行い、現在のトヨタ自動車に見られる安定した労使関係を支えているものが何であ



●ミネルヴァ書房
2005年2月刊
A5判・190頁・3150円
（税込）

●がんこうじ・ひろし
勤政策研究会専務理事。
（財）中部産業・労

るかをていねいに解き明かしている。使われている資料の中には、トヨタ自動車内部で働いている著者だからこそ手に入れることのできた資料やインタビューも数多く含まれており、とても貴重である。もちろん、内部者であるがゆえの「ひいき目」や資料を読む際の「好意的判断」という懸念はあるが、それらを極力避けるような注意深さも持っている。

この著作は、書名にもあるようにトヨタの労使関係が東アジア諸国の工場にどの程度移転されている